

岐共第70号
令和8年8月3日

共同募金会各支会・分会・共同募金委員会
事務局長 様

岐阜県共同募金会事務局長



「令和8年熊本地震義援金」の募集へのご協力について

令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震に伴い、熊本県内10市10町1村に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を実施しますので、お知らせするとともに、貴会管内関係者等への周知及び義援金の取扱いについてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 名 称 「令和8年熊本地震義援金」
2. 義援金受付期間 令和8年7月31日（金）～10月30日（金）

3. 義援金の受入先
(1) 義援金受入口座

金融機関名	口座番号	口座名義
肥後銀行 水道町支店	(普)2787061	令和8年熊本地震義援金 社会福祉法人熊本県共同募金会
熊本銀行 本店営業部	(普)3248213	令和8年熊本地震義援金 社会福祉法人熊本県共同募金会
ゆうちょ銀行	00950-6- 326682	熊本県共募 令和8年熊本地震災害義援金

※上記の金融機関窓口からの振込手数料は無料となります

窓口にて本義援金の振込である旨をお伝えください

※上記以外の金融機関からの振込の場合には、振込手数料が発生します

4. 支会・分会・共同募金委員会にご協力いただきたいこと
 - (1) 貴会管内関係者等への広報・周知
 - (2) 貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応
 - ①お預かりした義援金は適宜本会へ送金していただきたいこと。
送金は、上記2の受付期間内に行っていただきたいこと。

【送金先口座】

金融機関・支店	十六銀行 県庁支店
種目・口座番号	普通 0297326
口座名義	社会福祉法人岐阜県共同募金会 災害 フクギフケンキョウドウホキンカイ サイガイ

- ②お預かりした義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行していただきたいこと。
- ③義援金受付名簿（別紙１）は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、メールにて提出していただきたいこと。

5. 義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当します。この優遇措置を受けるためには、次のいずれかの書類が必要となります。

- ① 熊本県共同募金会が発行する領収書
領収書を希望する場合は、上記の義援金受付名簿（別紙１）の「税控除用領収書希望」欄に○印を記入してください。
- ② 金融機関の振込金受領証及び別紙「令和８年熊本地震義援金」募集要綱

6. 義援金の配分

寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において配分方法が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。